○農林水産省告示第二千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字太子字下太子丙一四、三四、三五、東吾妻町大字岩井字西一五二の一、一五四、一五五の二、一五六の二、大字金井字市敷三八八、三八九、三九二の二、甘楽郡南牧村大字檜沢字小仁田八七六、八九五の一、乙九〇〇、九〇〇の三、九二〇の一、九二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷字西入山四〇一八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　群馬県みどり市東町花輪一七〇五の一三、東町草木六八の一、七〇、七一、七五の一、八一、八七の一、八九の一、吾妻郡長野原町大字北軽井沢字ホーロク平二〇三二の五九三六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ホーロク平二〇三二の五九三六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びにみどり市役所及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市小野子字糀屋三〇一九の四、三〇二三、沼田市利根町大楊字日光平一三五五から一三五九まで、甲一三六〇、乙一三六〇、一三六一、一三七九、一三九〇、一三九一、一三九六、甘楽郡南牧村大字大仁田字大津一〇三三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字糀屋三〇一九の四、三〇二三、字大津一〇三三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町水沼字瘦尾根二二八五、二二八六、字細尾二三三二、吾妻郡嬬恋村大字西窪字南平五五二、字嘉助井戸五六一の二、大字大前字唐沢一三四七、甲一三四八、乙一三四八、一三四九、字唐沢一三四七、甲一三四八、乙一三四八、一三四九、字田ノ尻四六七、四六九、四七四から四七六まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瘦尾根二二八五・二二八六・字細尾二三三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字南平五五二、字嘉助井戸五六一の二、字唐沢一三四七、甲一三四八、乙一三四八、一三四九、字田ノ尻四六七、四六九、四七四から四七六まで

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　群馬県安中市安中字雷電五三〇九

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

四　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　飛砂の防備

(三)　解除の理由　漁港施設用地とするため

五　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　魚つき

(三)　解除の理由　道路用地とするため